

### 飲酒運転追放 4ない運動

- 1 運転するときは酒を飲まない。
- 2 酒を飲んだら車を運転しない。
- 3 運転する人には酒を飲ませない。
- 4 酒のみ運転は見逃さない。



忘年会だ、新年会だとこれから飲む機会が多くなると思います。しかし、昨年12・1月の2ヶ月で飲酒運転による事故が89件発生し、7人死亡・122人が負傷しています。

心して！ 飲んだら乗らない  
約束を

「飲んだら乗るな 乗るなら飲むな」  
合言葉をお忘れずに、飲んだ時はたとえ自転車のハンドルでも握らない、握らせないを徹底し、家庭・職場・地域から飲酒運転を追放しましょう。

### 毎月10日は交通安全家庭の日

<12月の交通安全標語>

忘れない  
無事故で年末  
笑顔で新年

## 年末の交通事故防止運動

12月11日(土)～12月31日(金)

へスローガン

Q、自転車でも飲酒運転になりますか？  
A、車両等の中に自転車も含まれますので、酒酔い運転として処罰されます。

Q、二日酔いで運転したら飲酒運転になりますか？  
A、息が酒臭いなど外観上認められたら飲酒運転です。事実、二日酔いによる交通事故も多く発生していますので、深酒をした翌日の運転はなるべくひかえてください。

Q、事故になっても保険に入っているから大丈夫だと思いませんか？  
A、相手や同乗者に対する保険金は支払われるものの、自分の車の損害や、死傷した場合は一切支払われることはありません。

Q、適度に飲酒すると調子が良くなる人もいますか？  
A、確かに反応が早くなる人もいますが、それは状況判断を省略しての早さですから、事故にあいやすくなるのです。

### 飲酒運転Q&A

Q、まったく酔わない人が運転しても飲酒運転になりますか？  
A、道路交通法では「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあります。従って外観上で酒気を帯びていると認められたら、飲酒運転となります。

Q、道路交通法では「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあります。従って外観上で酒気を帯びていると認められたら、飲酒運転となります。

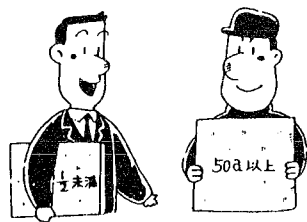
Q、二日酔いで運転したら飲酒運転になりますか？  
A、息が酒臭いなど外観上認められたら飲酒運転です。事実、二日酔いによる交通事故も多く発生していますので、深酒をした翌日の運転はなるべくひかえてください。

Q、まったく酔わない人が運転しても飲酒運転になりますか？  
A、道路交通法では「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあります。従って外観上で酒気を帯びていると認められたら、飲酒運転となります。

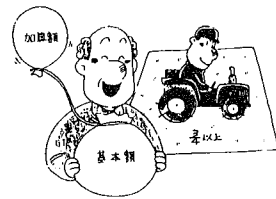
## 農業者年金で豊かな老後を

まだ加入されていない人は  
早く加入しましょう！

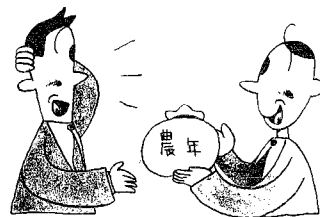
農業者年金の加入促進のため、先月の町だよりに引き続き、今月号は農業者年金制度のあれこれについてQ&Aで紹介いたします。Q1息子はサラリーマン後継者ですが、経営面積が広くて経営移譲しても農地管理が難しくなり、農地を荒らしてしまふ事にならないでしょうか？  
A1「分割移譲」という方式があります。二分の一以上かつ五十アール以上を農年被保険者の適格な第三者、それ以外を後継者に譲る方式です。また、同じ方式で四分の三以上



かつ五十アール以上を農年被保険者の適格な第三者に、それ以外を後継者にする場合は加算付年金がもらえます。Q2私は、これまで農業者年金を十五年間納めてきましたが、地元の産業に勤めたところ、農業者年金の被保険者資格が喪失することになりました。せつかく掛けてきたのだから一時金の請求はしないのでなくとか年金受給に結び付く方法はないのでしょうか？  
A2厚生年金に加入したため農年の被保険者資格を失ったと言っていますが、引き続き農



### 途中で会社に勤めても 農業者年金はもらえます



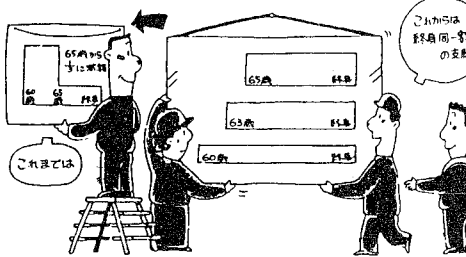
業を従業していたなら、特定被用者年金期間という制度でカラ期間(五年間まで)を通算し資格を得ることが出来ます。従ってこの場合は、保険料納付済期間十五年+特定被用者年金期間五年(カラ期間)二十年で受給資格を得ることが出来ます。

Q3後継者が帰ってくるのは私が六十二歳になった頃だが、年金を損してもらうことになる。しかも、六十五歳から少なくなるし、将来性のある年金とは言えないのでは？  
A3平成二年度の改正で、平成三年度から、六十五歳までなら何歳でも経営移譲する事ができ、しかも終身年金額は均衡のとれた年金になりました。

### 35歳未満は保険料が3割も安くなります



将来は物価スライドにより目減りしない年金がもらえます。Q4農業者年金の保険料について、若いうちに加入すると割り引かれていくと聞きました。詳しく教えてください。



区分	通常保険料月額	特定保険料月額
平成4年1月～12月	13,190円	9,420円
平成5年1月～12月	14,480円	10,340円
平成6年1月～12月	15,580円	11,120円

(注)平成7年1月以降の保険料については、平成6年度の年金額についてスライドが行われると、これに準じて改定されます。

A4保険料には、通常保険料と特定保険料(三十五歳未満)とがあり、年四回、一月、四月、七月、十月に納めます。また、一年分を一括して前年の十二月までに納める保険料の割り引き前納保険料制度があります。そして、三十五歳未満の加入者の保険料は一般の人(通常保険料)より三割ほど安くなります。具体的には次の表のとおりです。

加入資格がありながら、まだ加入していない方は早く農業者年金に加入しましょう。詳しくは農業委員会、農協にお問い合わせください。